

**暮らし** ————— 2・3面  
▶後期高齢者医療制度 保険料の軽減特例が見直されました

**福祉** ————— 4・5・8面  
▶健康づくり・介護予防出前講座  
▶介護予防教室  
▶高齢者マッサージサービス  
▶バリアフリーマップ作成の委託事業者を募集

**子ども・教育** ————— 5・8面  
▶ひとり親家庭(母子・父子)等の方へ 福祉制度をご利用ください  
▶保育所として活用できる物件の情報を募集しています

**イベント** ————— 6・8面  
▶芸術体験ひろば

**人材募集** ————— 6面

**保健・衛生** ————— 7・8面

**しんじゅくコール** ☎03-3209-9999  
土・日曜日、夜間もご案内  
受付時間:午前8時~午後10時

FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

# 地震に強い住まいのために

## 区の支援事業をご活用ください



### 昭和56年5月31日以前に着工した建築物の耐震化を支援しています

昭和56年(1981年)6月に建築基準法の改正で建築物の耐震基準が強化されました。阪神・淡路大震災では、法改正以前に建てられた建築物の中・小破以上の被害が約65%以上にのぼったことが報告されています(右グラフ)。このことから、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物は、耐震診断で地震に対する安全性を調べるのが重要です。

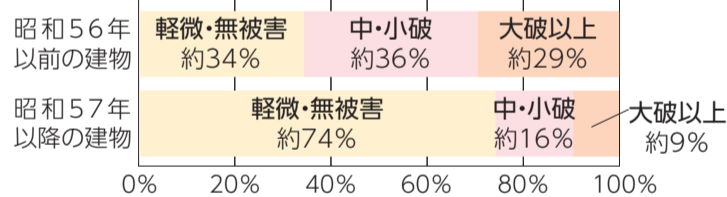
区では、昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、耐震化を啓発するとともに、耐震診断や耐震改修工事への助成を行うなど建築物や建築敷地の耐震化を進めています。今回は、区の支援事業をご紹介します。ぜひご利用ください。助成要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階)☎(5273)3829・☎(3209)9227へ。

#### パンフレット「地震に強いあなたの住まい」

各支援事業について詳しくご案内しています。防災都市づくり課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページからご覧いただけます。



#### ◆ 阪神・淡路大震災 建築年別の被害状況



## 木造住宅の耐震化

【対象】昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)ほか

### ■ 耐震診断のための建築士派遣(無料)

区から建築士を派遣し、耐震診断を行います。診断には、簡易な診断を行う「予備耐震診断」と、地震による損壊等に対する建物の強度(耐震性能)の評価を行う「詳細耐震診断」があります。



### ■ 補強設計・耐震改修工事等への助成

#### ▶ 補強設計等

補強設計に掛かる費用の一部を助成します(限度額/17万円)。  
※詳細耐震診断と補強設計を合わせて実施する場合、助成限度額は30万円です。

#### ▶ 耐震改修工事

補強設計に基づいて行う耐震改修工事に掛かる費用の一部を助成します。  
※申請者が個人の場合は、申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していないこと等が要件です。消費税等や耐震補強とは関係のないリフォームは助成対象外です。

#### ★ 耐震フォローアップ(5月ころ)

区の耐震化支援事業を利用し、改修工事が必要と診断され、耐震改修工事に至っていない建物に再度、耐震化の呼び掛けや助成制度のご案内をするほか、希望する方に訪問で自身の建物について耐震化に関する説明を行います。

#### ★ 耐震化に関する説明会・個別訪問(7月以降)

区の耐震化支援事業を利用したことがない昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅等を対象に、説明会と個別訪問を行います。説明会は、特別出張所管轄地区ごとに開催し、耐震化の必要性等を説明するほか、7月から順次行う個別訪問のご案内します。

## 非木造建築物の耐震化

耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)、耐震診断、補強設計、耐震改修工事への助成を行っています。

【対象】昭和56年5月31日以前に着工した鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物



## 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

### ● 補強設計・耐震改修工事・除却・建替えの助成

特定緊急輸送道路は、震災時における救急消防活動や緊急物資輸送等を担い、応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ重要な道路「緊急輸送道路」のうち、東京都の条例で特に耐震化が必要とされる道路です。



### ★ 補強設計・耐震改修工事等の助成期限を延長

補強設計・耐震改修工事等への助成期限を延長し、「2023年3月31日までに補強設計等に着手するもの」が助成対象になりました。

2面でも区の支援事業を紹介しています

**広報新宿  
新聞折り  
込み日の変更**

次号4月15日号は、4月14日(日)の朝刊に折り込みます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階)☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。